

個人住民税対策について

三重県総務部税務政策室

1 個人住民税の状況について

三重県における個人住民税対策は、「県税滞納整理併任職員」制度の設置（平成 12 年度～）、「三重地方税管理回収機構」の設置（平成 16 年 4 月）、地方税法第 48 条対策（県による個人住民税の徴取引継）の取組（平成 18 年度～）などを実施してきたところであり、これまで県と市町で連携して個人住民税対策に取り組むことにより、それぞれ成果を上げてきたところです。

一方で、平成 19 年度の税制改正による所得税から住民税への税源移譲の影響もあり、こうした対策をもってしても、近年では個人住民税の収入未済額が増加^{※1}しており、今後は更なる個人住民税対策が必要となっています。

注 1：個人住民税の収入未済額の状況

（単位：百万円）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
個人市町民税	7, 708	8, 443	9, 081	8, 602
個人県民税	4, 139	5, 050	5, 867	5, 731
合計	11, 847	13, 493	14, 948	14, 333

※「個人の県民税 徴収状況報告書」より

2 個人住民税特別徴収の加入促進・全指定に向けた取組（平成 21 年度～）

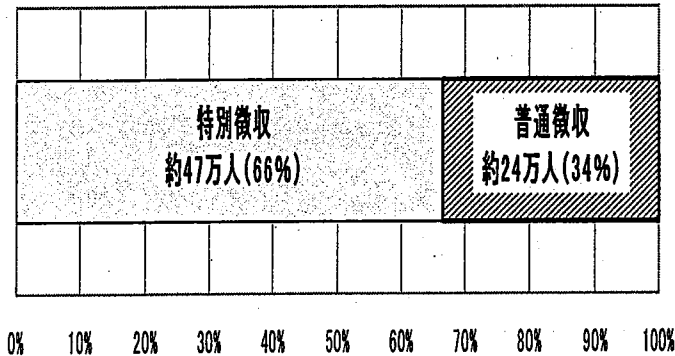
1 個人住民税の特別徴収促進取組の目的

地方税法では、給与所得者の個人住民税はすべて特別徴収により徴収することとされていますが、現実には給与所得者の 34% が普通徴収^{※1}となっています。個人住民税の特別徴収による徴収率は 99.5% で、普通徴収による徴収率は 91.6% と、徴収率で 7.9 ポイントの差^{※2}が生じています。（数字は平成 21 年度県計）

こうしたことから、特別徴収に係る納税義務者を増やすことにより、現年分の徴収率の向上、ひいては収入未済額の縮減につながると考えられます。

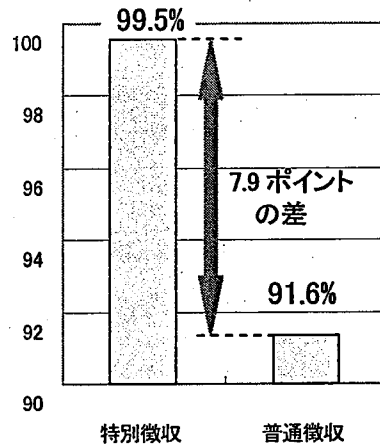
このことから、県内全市町と三重県では、個人住民税特別徴収の法令事項について、事業所や納税者に対し周知を図ってきたところです。

図1 徴収方法別の人数・割合 (H21)



※特別徴収：給与所得者（特別徴収）の人数・割合
 普通徴収：給与所得者（普通徴収）の人数・割合

図2 徴収方法別の徴収率 (H21)



※特別徴収：給与所得者（特別徴収）の徴収率
 普通徴収：すべての所得者（普通徴収）の徴収率

2 これまでの取組

県と県内全市町が連携して加入促進対策を実施しており、特別徴収納税義務者数の10%相当数(約47,000人)の普通徴収納税義務者が対象となるように、取組等を実施しました。

事業所への訪問やちらしの郵送、広報誌への掲載、ホームページによる周知を行い2年間で約5億9千万円の取組成果があったものと推計しています。

3 個人住民税特別徴収義務者の全指定の実施に向けた取組

こうした取組をさらに推進するため、平成23年度は、三重県地方税収確保対策連絡会議に設置した個人住民税特別徴収加入促進研究会において、法令に基づく個人住民税特別徴収義務者の全指定に向けた検討を行い、平成26年度から個人住民税の特別徴収義務者の全指定を三重県と連携して県内市町が開始することとなりました。このことについて、地域の地方税収確保対策会議等で全市町に説明を行い、市町税務担当課から各市町長に報告を行っていただいたところです。

平成26年度の個人住民税特別徴収義務者の全指定の実施に向け、各市町のご協力をよろしく願います。

3 個人住民税特別滞納整理班の設置等(平成22年度～)

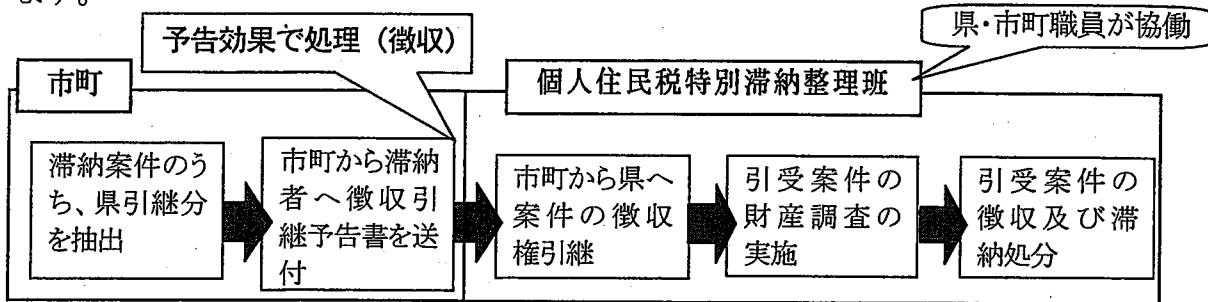
1 個人住民税特別滞納整理班の取組について

年々増加傾向にある個人住民税の滞納対策のため、平成22年度から、税務政策室内に「個人住民税特別滞納整理班」を設置し、県内市町^{※2}から職員を派遣いただくとともに、個人住民税の滞納案件を受け入れ、県職員と市町職員が協働して、地方税法第48条^{※3}に基づき、県による個人住民税の直接徴収を実施しています。

(1) 同班での滞納整理手法について

同班における滞納整理手法を図示すると以下の通りです。

県への徴取引継予告効果と県による直接徴収により、効果的な滞納整理が進んでいます。



(2) 同班の体制等について

- ① 同班では、滞納整理業務に精通した県職員6名を配置し、県がこれまで蓄積してきた滞納整理のノウハウを市町職員と共有しながら、困難案件も含めた滞納整理を実施しています。
- ② 一ヶ所で集中して、大量に組織的に滞納整理を進めることにより、効率的な業務運営を実施しており、平成22年度一年間で2,500件以上の案件を処理しています。
- ③ 地域性に配慮し、紀州県税事務所に分室を設置しています。

(3) これまでの取組成果について

同班では平成22年度は一年間で、約8億4,258万円を処理(自主納付、市町の引継予告、差押の執行、納付約束等)し、約3億9,069万円を徴収しています。

平成22年度取組実績等(延滞金等含む)

(単位:千円)

県引継対象額	市町予告効果額 A	県処理額 B	合計 A+B	処理目標額 [※]
	(58,489)	(332,196)	(390,685)	(360,000)
1,024,807	205,816	636,765	842,581	820,000

()内は既徴収額。

※処理目標額の上段()内は、徴収目標額、下段は処理目標額。

また、平成23年度は平成23年12月末現在で、約9億 2,597 万円を処理(自主納付、市町の引継予告、差押の執行、納付約束等)し、約3億 7,044 万円を徴収しています。

平成23年12月末現在の取組実績等(延滞金等含む)

(単位:千円)

県引継対象額	市町予告効果額 A	県処理額 B	合計 A+B	処理目標額 ※
1,310,318	(36,752) 159,650	(333,689) 766,326	(370,441) 925,976	(400,000) 850,000

()内は既徴収額。

※処理目標額の上段()内は、徴収目標額、下段は処理目標額。

2 個人住民税特別滞納整理班への参加について

このように、同班への参加市町における個人住民税の滞納整理に関しては、大きな成果が上がっているものと判断しています。このため、今年度も昨年度を上回る11の市町^{注4}から同班へ参加いただいています。

しかしながら、三重県全体の個人住民税の収入未済額は約143億円(平成22年度決算)にも上っており、本県としては、当取組の拡大を図り収入未済額の削減に取り組んでいきたいと考えています。

各市町におかれましては、当取組の趣旨をご理解のうえ、同班へ参加いただき市町と県の連携により、個人住民税の更なる滞納整理に取り組まれますようお願い申し上げます。

注2：平成22年度の参加市町について(合計10市町)

【一年間受入】志摩市・尾鷲市・紀北町各1名、【9ヶ月間受入】菰野町・鳥羽市各1名

【半年間受入】津市2名(半年ずつ)・東員町・川越町・大台町各1名

【5ヶ月受入】木曾岬町1名

注3：地方税法第48条

滞納となっている個人住民税(個人県民税+個人市町民税)については、県が市町から徴収権を引き継いで徴収及び滞納処分をすることができます。

注4：平成23年度の参加市町について(合計11市町)

【一年間受入】桑名市、いなべ市、志摩市、尾鷲市、紀北町各1名

【9ヶ月間受入】菰野町1名

【半年間受入】津市2名(半年ずつ)、鳥羽市、木曾岬町、多気町、明和町各1名

平成22年度 個人住民税市町別徴収率の状況

※個人の県民税 徴収状況報告書 より

市町名	滞納繰越分 徴収率 (%)	徴収率順位 (位)	現年課税 徴収率 (%)	徴収率順位 (位)	H22現年・滞繰合計			H21現年・滞繰合計		市町名	平成22年度 個人住民税 特別滞納整 理班参加市 町
					収入未済額 (円)	徴収率 (%)	徴収率 順位 (位)	徴収率 (%)	徴収率 順位 (位)		
大台町	63.5	1	98.8	2	17,255,988	97.2	1	95.7	3	大台町	○
大紀町	45.3	2	98.8	2	16,719,060	96.6	2	96.2	2	大紀町	
鳥羽市	41.0	3	97.3	21	103,668,964	92.0	14	91.8	15	鳥羽市	○
紀北町	38.1	4	95.6	29	158,657,746	86.6	28	84.5	29	紀北町	○
木曾岬町	36.5	5	97.4	19	43,847,038	92.1	12	92.1	12	木曾岬町	○
川越町	34.6	6	96.9	26	117,931,218	90.8	18	90.1	22	川越町	○
東員町	34.5	7	99.0	1	103,473,375	95.5	3	94.8	7	東員町	○
尾鷲市	33.6	8	97.6	15	133,584,328	89.9	23	86.6	27	尾鷲市	○
いなべ市	32.9	9	98.1	9	215,707,027	94.3	8	94.8	7	いなべ市	
名張市	31.4	10	97.7	14	350,038,259	94.5	6	95.4	5	名張市	
玉城町	30.3	11	98.1	9	55,536,149	94.8	4	96.3	1	玉城町	
伊賀市	28.4	12	97.8	13	577,363,915	92.1	12	92.1	12	伊賀市	
南伊勢町	26.8	13	97.4	19	72,171,391	90.8	18	91.0	19	南伊勢町	
菟野町	26.1	14	97.5	17	315,652,747	91.2	17	91.6	16	菟野町	○
四日市市	25.0	15	97.5	17	2,302,616,647	92.2	11	92.5	11	四日市市	
志摩市	24.8	16	96.4	28	485,106,799	85.4	29	85.1	28	志摩市	○
津市	24.1	17	98.0	12	2,226,487,196	91.6	16	91.5	17	津市	○
朝日町	20.9	18	98.4	6	47,809,022	94.6	5	95.0	6	朝日町	
熊野市	20.4	19	97.0	25	119,200,435	89.0	24	89.6	24	熊野市	
御浜町	20.4	19	98.2	7	41,785,660	91.9	15	92.0	14	御浜町	
明和町	19.7	21	98.2	7	101,005,993	93.2	10	92.9	10	明和町	
鈴鹿市	19.4	22	97.1	24	2,160,532,330	88.4	26	89.3	25	鈴鹿市	
松阪市	18.5	23	97.2	22	1,608,683,150	88.3	27	89.0	26	松阪市	
紀宝町	18.0	24	96.8	27	62,912,922	90.1	22	90.9	20	紀宝町	
多気町	17.0	25	98.6	4	68,073,790	93.9	9	93.8	9	多気町	
桑名市	16.7	26	98.1	9	1,307,474,840	90.3	21	90.8	21	桑名市	
伊勢市	16.6	27	97.6	15	977,875,028	90.4	20	91.4	18	伊勢市	
龜山市	14.5	28	97.2	22	513,823,864	88.6	25	90.1	22	龜山市	
度会町	12.9	29	98.6	4	28,780,290	94.5	6	95.7	3	度会町	
(県計)	22.6%		97.6%		14,333,775,171	90.9%		91.3%		(県計)	

※報告数値…個人住民税ベース

